

## 平成25年度第6回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成25年9月20日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所本庁舎3階 大会議室

開 会 平成25年9月20日(金) 午後2時

出席委員 19名

- |          |          |           |          |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷  | 2. 大橋 浩  | 3. 石田紀與   | 4. 早川勝義  |
| 5. 浅井尊弘  | 6. 安田武雄  | 7. 瀬尾久善   | 8. 浅野佳伸  |
| 9. 成瀬恒雄  | 10. 三宅正恭 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 |
| 13. 川崎良一 | 14. 小崎 進 | 15. 小崎崇徳  | 16. 星野國雄 |
| 17. 加藤頌茲 | 18. 星野 満 | 19. 櫻井紀彦  |          |

欠席委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・山田悠二・安藤敏秀・澤田政輝

- 議事日程
1. 開会のことば
  2. 農地転用等について
  3. その他

事務局 只今より平成25年度第6回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。

少しずつ涼しくなってきましたが、まだまだ日中は暑い時もあります。これから収穫の秋を向かえるということで多忙な時期に入ってきます。体調の管理だけでなく、農作業中の怪我等にも十分注意していただきと思います。

では、改めまして只今から、平成25年度第6回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は19名で、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。8番 浅野佳伸 委員と17番 加藤頌茲 委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。それでは、本日の議事日程(2)農地転用等について進みます。

会 長 【議案第14号】

・農地法第4条による許可申請について・・・・・・・・・・1件

【議案第15号】

・農業振興地域整備計画の見直しについて

以上、2議案について審議したいと思います。

まず、【議案第14号】農地法第3条による許可申請に入ります。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、会長。

【議案第14号】農地法第3条の規定による許可申請についてです。

はい、会長。

議案第14号について、説明させていただきます。

申請地は、農業振興地域農用地区域内の清須市●●●●●●●●番、登記現況ともに畑、面積293㎡です。

この案件については、平成25年7月25日に行われた、農用地を除外するための「尾張地域農業振興地域整備対策班会議」において、審議の結果、「除外やむを得ない」との回答を受け、今回、農地転用の許可申請をされたものです。

所有者は●●●●様で、自己用住宅を建築するための農地転用であります。

現住所地の賃貸マンションにて家族4人で住んでいます。

第2子が生まれ、住所スペースは手狭になり、申出地が実家の近くにあることで落ち着いた環境で保育を考えました。

ご主人さんには所有地がなく、実家は二女が跡を継ぎ、隣の市である北名古屋市内の市街化区域2ヶ所を検討しましたが、折り合いがつかず申請しました。

申請地は、概ね一宮市・稲沢市を含め、10ha以上であるため、農地法4条第2項第1号イ（並びに施行令第11条）に定める転用に関する立地基準によると、当該農地の区分は第1種農地と判断でき、運用通知第2の1の（1）、イ（ア）－aに該当します。

また、一宮市の境界から南に200m、北名古屋市の境界から西に100m、近隣では●●●●●●●●●●●●など宅地化が進み辺縁部となり既存集落に隣接しています。

一般基準についても他法令の許可見込みがあり、排水経路確保についても清掃作業する意思も確認していますので、よろしくをお願いします。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、小崎進委員ですが・・・

小崎(進)委員 別段問題はありませんが、隣地の方とは後でトラブルが発生しないように話をしておいていただければかまいませんのでよろしくお願いします。

会長 小崎委員がおっしゃられたように、今後も支障がないように監督のほうをよろしくお願いします。あと、気になったところでは、現在申請人は豊橋に在住されているようですが、ご主人様は豊橋で勤められているのでしょうか。

事務局 ご主人様の勤め先ですけれども、国家公務員の病院の事務をやっておられるようです。国家公務員の東海ブロック内のため、愛知・岐阜・三重県の転勤の可能性があり、該当申請地であれば週末帰省をするにも、高速道路のインターチェンジに近く利便性があるため、申請されたと聞いております。

会 長 はい、わかりました。  
他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして【議案第15号】農業振興地域整備計画の見直しについてを議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

【議案第15号】農業振興地域整備計画の見直しについてを説明します。

まず、お手元にある資料ですけれども、変更計画理由書、清須市と旧春日町の新旧対照表と基礎資料等を配布しましたので、ご確認下さい。

農業振興地域の整備に関する法律第12条の2（農業振興地域について、概ね5年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査等）、農業振興地域の整備に関する法律第13条（農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更等）の規定により、「清須市農業振興地域整備計画の変更」を行うもので、農業振興地域の整備に関する法律施行令第13条第1項第1号及び第2号（農業協同組合及び土地改良区）、及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2（農業委員会）の意見を聴くというものです。

お手元に資料はないですが、平成24年実施したアンケート調査の結果では農業経営を委託することもふまえ、経営維持4割、経営縮小2割と、現在を引継ぐという意思が6割と見られ、その結果を踏まえ清須市と旧春日町の合わさった計画になっています。主なアンケートの内容としましては、所有している農地の今後について、委託したい作業別のアンケートでは、田の全面委託・田植の委託・収穫の委託・既に委託済（将来、自作できない場合）も含め、稲作する又は継続するという意思表示は8割を占めています。畑については4割です。

農業規模については、経営規模を拡大する農家は0.6%、現状を維持する農家は42%、縮小する農家は20%と積極的な農業経営の姿勢を示していない状況であります。但し、経営規模を縮小又は農業をやめられる方は農地を将来どうするかは、草生えにならない程度に管理だけを行う農家は48%、作業委託11%や農地の貸し出し21%と農地は手放さないとの意向が8割を占めています。反対に農地以外の利用及び売却は2割です。

農業振興地域農用地区域内に所有している農地について、今後どのようにしたいというアンケートでは、現在のままで良い農家は23.3%、農業以外の目的に利用したい農家は29.4%と未定は34.5%、無回答は12.7%と積極的な農業経営の姿勢を示していない状況であります。

アンケート内容で農家の経営状況により、農業振興地域整備計画見直しは

旧清須市と旧春日町の合わさった計画を引継ぐものが適正と判断しました。

変更内容の概要を説明します。

添付資料の付図 1 を見て下さい

繰り返しますが、平成 24 年実施したアンケート調査及び平成 21 年に旧春日町が実施した都市計画マスタープランの内容により、農業振興地域整備計画見直しは旧清須市と旧春日町の合わさった計画を引継ぐ土地利用計画図になっています。

旧清洲町では 3 地域、旧春日町では 8 地域を編成し、全体で 8 地域に見直しました。

今までの土地利用計画図のエリアをもとに県道名古屋一宮線と県道一場中小田井線で分けし、新田と一場を統合しました。

それぞれエリアは、A 地区（春日宮重町地域）、B 地区（春日祢宜家地域）、C 地区（春日県道西側地域）、D 地区（春日県道東側地域）、E 地区（新田一場地域）、F 地区（清洲土田・上条地域）、G 地区（春日落合蓮花寺地域）、H 地区（春日下野田地域）です。

添付資料の農業振興地域整備計画変更理由書（案）の 5 ページを見て下さい。

1 土地利用計画の概要の第 1 市町村の概要の表では、現在の清須市の総面積は 1, 732 ha で、田畑の総面積は 296 ha になり、

次の第 2 の農業振興地域の概要は、農業振興地域面積は 190 ha で、農用地は 140 ha になりました。

A 3 サイズの新旧対照表の 5 ページを見て下さい。

イの用途区分の構想では、

A 地区（春日宮重町地域）は、本市の北部に展開する平坦な農用地で、ほ場整備事業は完了しています。特に「宮重だいこん」は「だいこんサミット 2012」に参加し、市の特産品として生産が盛んであります。

B 地区（春日祢宜家地域）は、本市の北部、五条川右岸に展開する平坦な農用地で、稲沢市と隣接し、市街化が進んでいます。

C 地区（春日県道西側地域）は、県道名古屋一宮市線に西側に展開する平坦な農用地です。

D 地区（春日県道東側地域）は、本市の北部、五条川右岸に展開する平坦な農用地で、砂地の漏水田対策が課題です。

B・C・D 地区ともほ場整備事業は完了し、排水等の整備に努め、農地としての利用を推進します。

6 ページを見て下さい。

E 地区（新田一場地域）は、本市の中央部、五条川右岸に展開する平坦な農用地で、今後は用排水分離等の条件整備に努め、農地としての利用を推進します。

F 地区（清洲土田・上条地域）は、本市の西部、国道 302 号沿いに展開する平坦な農用地で、ほ場整備事業は完了しています。約 8 割が水稻作付けしていることから、排水等条件整備に努め、農地としての利用を推進します。

畑では、「土田かぼちゃ」が「第23回かぼちゃサミット」に参加し特別賞を受賞するなど「だいこんきよす」とともに市の特産品として生産を推進しています。水田を転換しパセリを作付けする農家もあることから汎用（はんよう）化された水田の効率化な利用を図っています。

G地区（春日落合蓮花寺地域）は、本市の北部、五条川左岸に展開する平坦な農地で、集落とも近く市街化が進んでいます。ほ場整備事業は完了し、今後とも農地としての利用を推進しています。

H地区（春日下野田地域）は国道22号に隣接して展開する農地は、今後とも沿道開発が進むと思われる。ほ場整備事業は完了し、今後とも汎用（はんよう）された水田の効率化な利用を図ります。

平成21年に旧春日町が実施した都市計画マスタープランでは、地元意向調査を行っており、市街化区域への編入に至るハードルの高さを理解するものの、将来に向けて方向性（工業地）を明示することで一致しています。

8ページを見て下さい。農業生産基盤の整備及び開発の方向についてですが、土地改良事業は、ほぼ全域の整備が完了しているため、今後は用排水の分離や水質の保全と自然災害の防止に努めます。計画として、土田地区では農業基盤整備促進事業の農道舗装が行われています。

9ページを見て下さい。農用地等の保全の方向についてですが、農業構造の都市化、農地の宅地化など農地は減少しています。また兼業農家のため後継者不足、担い手農家減少に対して農業後継者の育成・確保、土地利用型及び施設園芸農家との連携を図り、都市近郊型農業の育成し安定した農業経営を確立するとともに農地の保全に努めます。計画として、古川地区では緊急農地防災事業の排水路整備が行われています。また、西牧・新田地区も五条川右岸も含め緊急農地防災事業の排水路整備が行われています。

活動に至っては、本市の農業は、今後農業従事者の高齢化、後継者の不足、相続等の農業従事者以外の農地取得などにより耕作放棄地が増加すると見込まれます。

農業委員会を核として農用地利用調整活動を行い、農地の貸し手と受け手に関する情報を一元的に把握し、農地を集積するとともに耕作放棄地が増加しないように努めます。

また、農業協同組合による作業受託を活用し、借入地と耕作放棄地を併せて作業受託の推進を図ります。

13ページを見て下さい。農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向についてですが、新規就農者の農業実現のための「人・農地プラン」を2地区（一場、土田・上条）において策定されており、中心となる経営体である農業従事者の確保と農地の利用集積を進めています。そして、広く一般市民の方にも農業を通じて食の大切や収穫の喜びを体験して頂くため、「清須市農業体験塾」を通じて地元の伝統野菜の栽培、普及を図ります。

以上、春日地区合併以前の清須市及び旧春日町の計画が、今回合わさった形で計画を策定いたしました。説明を終わります。

会 長 はい、ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。

加藤委員 5年ごとの見直しということだけけれども、計画を大幅に変更することは現実には難しいのではないかと・・・市としては、先行きはどのようにお考えでしょうか。

事務局 今回のこの計画は、合併前の旧清洲町及び旧春日町でそれぞれ農業振興地域整備計画というのがございました。旧清洲町は合併時に清須市にそのまま引き継がれましたが、後に春日町が合併することにより2つの計画が存在していた為、今回の見直しにより1つにまとめて新清須市の計画として整備するという趣旨でございます。今回の見直しでは、農用地を増やすということや農業振興地域を見直して減らすということは一切ございません。ただ、県の方針としては農用地を増やしたいということがございますけれども、ぎりぎりのところでくいとめているという状況です。昨年1年をかけて、アンケート等の基礎調査を経まして今回お手元の基礎資料として配布させていただきました。今回の計画につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっており、議案としていたしましたのでよろしく申し上げます。

石黒委員 計画内のF地区（清洲土田・上条地域）で、土田かぼちゃの生産を推進していることになっているけれども、現実にはほとんど栽培していない状況であるけれども、事務局はどうお考えでしょうか。

事務局 実は、本日の午前中に、県サイドと計画のヒアリングがありまして、まさにそのお話が出てきました。もうひとつ、A地区（春日宮重町地域）の宮重大根についても、実際問題として地域内で集中して栽培しているかということ、そうではなく、宮重大根純種子保存会の方が中心として作っている状況であります。土田かぼちゃにつきましても、地域内では細々と作られている方もいらっしゃると思いますが、ほとんどは栽培されていないという状況であります。県からも、実態とはかけ離れているとの指摘をうけておりますので、修正の必要があると考えているところであります。

会 長 他に、ご意見はございませんか。

小崎(進)委員 5年ごとの見直しでは、変更は何パーセントくらい減少できるものなのでしょうか。

事務局 通常は随時変更であり、農用地の除外申請が出る程度のものです。今回は計画内容そのものは変更はないですけれども、現行の計画からはこれまで農用地の除外申請のあった場所の面積を引いたものが数字として出ています。

小崎(進)委員 区域ごとに除外するのではなくて、個別で除外申請があることによって、面積が減少するということですね。

石黒委員 農用地域に指定されますと、個々としては何か補助等のメリットは何かあるのでしょうか。

事務局 少なくとも農用地に指定されますと、農地転用をするには非常に困難な地区となります。一方で、農業振興面としては手厚く恩恵を受けることができ、そのひとつとしては、土地改良事業やパイプライン整備等に、事業費を国や県が8割方負担して行われるということがあります。また一方では、土地改良事業完了後は数年間は農地転用ができないというような足かせがあります。

会長 他に何かご意見等ありませんか。  
この計画につきましては、みなさん思うところがあるかと存じますが、今回につきましては、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続いて、【報告第19号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に入ります。地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号11番、●●●●●●●●●●●●●●●●及び●●● 登記田 現況雑種地、合計面積313㎡ 転用目的は露天駐車場で始末書ありです。

大橋委員 問題ありません。

会長 番号12番、●●●●●●●●●●●●●●●● 登記現況とも畑、面積447㎡ 転用目的は一般個人住宅です。

石黒委員 問題ありません。

会長 番号13番、●●●●● 登記現況とも畑、面積37㎡ 転用目的は露天駐車場で始末書ありです。

安田委員 問題ありません。

会長 番号14番、●●●●●●●●●●●●●●●● 登記田 現況畑、面積303㎡ 転用目的は露天駐車場です。

安田委員 問題ありません。

会長 番号15番、●●●●●●●●●●●●●●●● 登記現況とも畑、面積344㎡ 転用目的は露天駐車場です。

安田委員 これも、問題ありません。

会長 ありがとうございます。

続いて、【報告第20号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出に入ります。地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号59番 ●●●●●●●●●●、登記田 現況宅地、面積253㎡、所有権移転による露天駐車場の転用で始末書あります。

石黒委員 問題ありません。

会長 番号60番 ●●●●●●●●●●、●●●●●●及び●●●●●●、登記田、現況雑種地、並びに●●●●●●及び●●●●●●、登記畑 現況雑種地、合計面積332.33㎡、所有権移転による露天駐車場への転用で始末書あります。

三宅委員 問題ありません。

会長 番号61番 ●●●●●●●●●●、登記現況とも田、面積139㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

川崎委員 問題ありません。

会長 番号62番 ●●●●●●●●●●、登記田 現況宅地、面積151㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

早川委員 問題ありません。

会長 番号63番 ●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積180㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

星野委員 問題ありません。

会長 番号64番 ●●●●●●●●●●、登記田 現況雑種地、面積128㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用で始末書あります。

大橋委員 問題ありません。

会長 番号65番 ●●●●●●●●●●、登記現況とも畑、面積154㎡、所有権移転による一般個人住宅への転用です。

日下部委員 問題ありません。

会長 番号66番 ●●●●●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●及び●●●●●●●●●●、登記田 現況雑種地、合計面積934㎡、所有権移転による分譲住宅への転用です。

三宅委員 問題ありません。

会長 番号67番 ●●●●●●●●●●、登記田 現況畑、面積210㎡、使用貸



借権設定による一般個人住宅への転用です。

日下部委員 問題ありません。

会 長 ありがとうございます。  
これで本日予定されておりました議案は終了いたしました。この際何か質問等ありませんか。

ないようですので、(3)その他についてに移ります。事務局より何かありますか。

事務局 今回は、ございません。

会 長 他に、何かご意見等がありますか。

なければ、次回の開催について確認します。

平成25年10月21日、月曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で、平成25年度第6回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時50分—

会 長 \_\_\_\_\_

8番委員 \_\_\_\_\_

17番委員 \_\_\_\_\_